

2025 年 6 月 1 日

夜間・早朝等加算

下記時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算として 50 点を診察料に加算させていただきます。

平日 ：18 時以降

土曜・日曜：12 時以降